【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年６月29日
【会社名】	株式会社ミマキエンジニアリング
【英訳名】	MIMAKI ENGINEERING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　池田　和明
【本店の所在の場所】	長野県東御市滋野乙2182番地３
【電話番号】	0268（64）2281　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　三宅　洋
【最寄りの連絡場所】	長野県東御市滋野乙2182番地３
【電話番号】	0268（80）0058
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　三宅　洋
【縦覧に供する場所】	株式会社ミマキエンジニアリング　東京支社 （東京都品川区北品川五丁目９番41号ＴＫＢ御殿山ビル） 株式会社ミマキエンジニアリング　大阪支店 （大阪府吹田市垂水町三丁目36番15号） 株式会社ミマキエンジニアリング　横浜営業所 （神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目１番９号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2018年６月28日開催の当社第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年６月28日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当を当社普通株式１株につき7.5円とし、
繰越利益剰余金を12億円減少し、別途積立金を12億円増加する。

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役として、池田　明、池田和明、竹内和行、三宅　洋、羽場康博、清水浩司、牧野成昭及び田中規幸を、社外取締役として、田中　誠及び荒井寿光を選任する。

第３号議案　監査役２名選任の件

社外監査役として、岩下智和及び土屋幸夫を選任する。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠社外監査役として、佐藤哲雄を選任する。

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、特に有利なる条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する。また、当社取締役に対する新株予約権付与については、2008年６月26日開催の当社第33期定時株主総会において承認された取締役報酬額である年額４億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠の報酬等とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	207,954	429	－	（注）１	可決　99.78
第２号議案				（注）２	
池田　明	207,954	429	－		可決　99.78
池田和明	207,840	543	－		可決　99.73
竹内和行	207,993	390	－		可決　99.80
三宅　洋	207,982	401	－		可決　99.79
羽場康博	207,994	389	－		可決　99.80
清水浩司	207,983	400	－		可決　99.79
牧野成昭	207,954	429	－		可決　99.78
田中規幸	201,471	6,912	－		可決　96.67
田中　誠	208,092	291	－		可決　99.85
荒井寿光	207,909	474	－		可決　99.76
第３号議案				（注）２	
岩下智和	202,480	5,913	－		可決　97.15
土屋幸夫	179,572	28,821	－		可決　86.16
第４号議案				（注）２	
佐藤哲雄	179,655	28,728	－		可決　86.20
第５号議案	206,183	2,200	－	（注）３	可決　98.93

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認できた分の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上